

議会議案第 5 号

認知症との共生社会の実現を求める意見書提出の件

認知症との共生社会の実現を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提出するものとする。

令和 6 年 7 月 3 日提出

八尾市議会議員	稲	森	洋	樹
同	西	川	あ	り
同	山	中		宏
同	松	本		剛
同	越	智	妙	子
同	田	中	久	夫
同	西	田	尚	美

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記

1 認知症基本法の円滑な施行に総力を

昨年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げるこ

と。

2 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。

3 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取り組みを、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人・家族などが企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

4 認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

5 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

6 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

7 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護 サービス・地域支援を受けることが出来るのか（認知症ケアパス）、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大阪府八尾市議会

議会議案第 6 号

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層
の推進を求める意見書提出の件

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求
める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び
国会に提出するものとする。

令和 6 年 7 月 3 日提出

八尾市議会議員	稲	森	洋	樹
同	西	川	あ	り
同	山	中		宏
同	松	本		剛
同	越	智	妙	子
同	田	中	久	夫
同	西	田	尚	美

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、２０００年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に２０年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取り組みを進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を活かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

この様に、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進のために、以下の事項についての特段の取り組みを求める。

記

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。

- 2 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、D Xを活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大阪府八尾市議会

議会議案第 7 号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書提出の件

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提出するものとする。

令和 6 年 7 月 3 日提出

八尾市議会議員	稲	森	洋	樹
同	西	川	あ	り
同	山	中		宏
同	松	本		剛
同	越	智	妙	子
同	田	中	久	夫
同	西	田	尚	美

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

この様に、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大阪府八尾市議会

議会議案第 8 号

マイナンバーカード等の偽造及び悪用防止の徹底を求める意見書
提出の件

マイナンバーカード等の偽造及び悪用防止の徹底を求める意見書を地方自治
法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提出するもの
とする。

令和 6 年 7 月 3 日提出

八尾市議会議員	稲	森	洋	樹
同	西	川	あ	り
同	山	中		宏
同	松	本		剛
同	越	智	妙	子
同	田	中	久	夫
同	西	田	尚	美

マイナンバーカード等の偽造及び悪用防止の徹底を求める意見書

平素より当市行政運営へ格別のご支援を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、本市の市民のマイナンバーカードが偽造及び悪用され、高級腕時計を購入される等の被害が発生しました。

この事案は、悪意ある第三者が市民になりすまし、偽造マイナンバーカードを通信事業者に提出し、クレジットカードなどの各種データが入った携帯電話の機種変更を行ったことに端を発しています。今後、個人情報の悪用に伴う同様の被害が増加する懸念があり、マイナンバーカードの信頼性を損ね、普及に影響を及ぼす恐れがあることを深く憂慮しております。

つきましては、以下の対策についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 マイナンバーカード等の偽造防止対策の迅速な強化
- 2 マイナンバーカード等を身分証明書として利用する各種事業者に対する真正性確認徹底の指導及び詐欺被害防止のための周知啓発の強化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大阪府八尾市議会